平成２２年（フ）第１７０号
秋田市将軍野堰越３番18号
債務者　早坂　涼子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９４号
秋田市新屋町字新町後292番地10
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
秋田県大館市有浦４丁目１番39号、前住所秋田県大館市清水１丁目１番76号
債務者　藤垣　玉枝
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６７号
富山県高岡市上渡170番地　立野市営住宅Ｃ棟306号
債務者　木本　　博
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７６号
富山県高岡市二上511番地35
債務者　杉村　正美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７８号
富山県砺波市宮村357番地２
債務者　山本　竜也
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８２号
富山県小矢部市興法寺487番地
債務者　沼田　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８３号
富山県射水市荒町739番地
債務者　双栄こと　古田　小松
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２８６号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地15棟904号
債務者　川端　惠子（旧姓政二）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
京都市山科区御陵中筋町10番地　御陵市営住宅１棟202号
債務者　山田晃江こと　李　　奉霖
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
京都市南区吉祥院船戸町38番地　コア・ファースト山下105
債務者　蒲田　潤一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３０号
京都市西京区大枝西新林町２丁目２番地　14棟101号
債務者　村上　尚久
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３１号
京都市西京区大枝西新林町２丁目２番地　14棟101号
債務者　村上眞裕美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目92番地の３　田中ビル301号
債務者　瀬古　政史
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７３号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目48番地
債務者　綿村　孝彦
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７４号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目48番地
債務者　綿村　芳之
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭392番地、住民票上の住所鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1660番地１
債務者　宮本　行雄
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鳥取地方裁判所民事部